

人材紹介に関する基本契約書

株式会社_____（以下、「甲」という）と、株式会社トラストネットワーク（以下、「乙」という）とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

- 第1条（目的）甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、人材の紹介を委託し、乙はこれを受託する。
- 第2条（紹介の内容）甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、該当する候補人材を求め、該当者（以下「丙」という）に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した丙を甲に紹介する。
- ②甲は、乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。
- 第3条（選考採用）甲は、乙が前条より紹介した人材（丙）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。
- 第4条（対価の支払い及び時期）甲は、乙が紹介した丙を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、甲が採用する丙の初年度標準年収（税引前支給予定額をいい、各種手当等も含む。）の30%相当額及びその消費税相当額を支払う。この場合において、甲及び乙は、丙の氏名、採用日、初年度標準年収、紹介の対価の額等必要な事項を別途の書面により確認するものとする。
- ②採用決定者が入社意志を書面にて示したにも拘わらず甲への入社に至らなかった場合、又は、甲の就業規則に基づき採用が取り消された場合には、前項の対価は発生しないものとする。
- また、乙は甲に対して、故意又は過失による場合を除き、これに伴う損害賠償金など一切の補償を行わないものとする。
- 第5条（対価の返還）乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、対価については次の通りとする。
- （ア）入社後1ヶ月以内に退職の場合、乙は、甲から支払われた対価の80%を返還する。
- （イ）入社後3ヶ月以内に退職の場合、乙は、甲から支払われた対価の50%を返還する。
- 但し、甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定者の責めに帰すべからざる理由で採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。
- 第6条（対価の支払い）甲は採用決定者と労働契約を締結し、当該採用決定者が甲に入社した月の翌月末日までに、乙に第4条に基づく対価及びその消費税相当額を、乙の指定する銀行口座振り込み送金の方法により支払うものとする。尚、振込手数料は、甲の負担とする。
- 第7条（労働条件の明示と確認）甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その者（丙）が入社するに当たって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。この場合、乙は丙に同明示書を手交し、その内容を確認する。なお、甲及び丙との間で別途雇用契約を締結するものとする。
- 第8条（情報の守秘義務）甲及び乙は、本契約に関連して知り得た選考対象者等第三者に関する情報（以下、「個人情報」という）並びに、甲乙相互の秘密又は情報に関して守秘義務を負うものとし、本契約の目的外に使用してはならないものとする。甲及び乙は、個人情報の取扱にあたっては、個人情報に関連する法令並びに厚生労働省告示（第259号）を遵守するものとする。

第9条（本契約の未記載事項）本契約書に定めのない事項に関しては、その都度甲乙協議の上これを解決するものとする。

第10条（損害賠償）甲又は乙は、本契約に違反して相手方に損害が発生した場合、これを賠償するものとする。

第11条（有効期間）本契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とする。但し、契約満了の1ヶ月前までに甲または乙より異議の申し立てのない場合は、本契約は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。但し、第8条の義務は本契約終了後も有効とする。

第12条（解除）

- 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は何らの催告なく本契約を解除することができる。
 - ① 差押を受けたとき
 - ② 競売の申立を受けたとき
 - ③ 破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立があったとき
 - ④ 手形等の不渡、支払停止、支払不能があったとき
 - ⑤ 会社解散の決議があったとき
 - ⑥ 本契約に違反したとき
- 乙が、人材紹介業を廃止したとき、又は許可の取り消し処分を受けたときは、甲は、本契約を解除することができる。

以上、本契約書締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通保有する。

令和〇年〇月〇日

（住 所）

甲 （会社名）

（氏 名）

（住 所）東京都港区六本木7丁目18番23号

乙 （会社名）株式会社トラストネットワーク

（氏 名）代表取締役社長 木村 寿行